公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

１　公職選挙法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（本則関係）

２　この政令は令和八年一月一日から施行する。（附則関係）